6　指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7　（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百三十九条の二　指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第百三十九条の三　（略）

2　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第百二十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

五　次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六　次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第百四十条の七　（略）

2～7　（略）

8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9　（略）

（新設）

6　（略）

（新設）

（記録の整備）

第百三十九条の二　（略）

2　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六　次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第百四十条の七　（略）

2～7　（略）

（新設）

8　（略）